

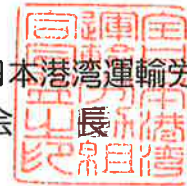
2021年11月18日
全国港湾 21 発第31号
港運同盟発 21-第43号

経済産業省 商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 畠山 陽二郎 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏 木 公 廣



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 日 吉 正 博



港湾政策並びに港湾労働に係わる申し入れ

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、コロナ禍の中でも港湾産業が我が国経済と物流を支える機関産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 非効率石炭火力発電の廃止・縮小政策について

(1) 石炭火力発電施設に携わる港湾運送事業者は全国に多数あり、廃止・縮小政策が実行された場合、石炭関連の荷役、移送、配送を生業としている港湾運送事業者の事業継続と港湾労働者や関連労働者の雇用への影響は甚大です。さらに、地域経済など周辺環境に与える影響は多大なものとなります。については、国家政策によって港湾運送事業に関係する事業者および港湾に携わる関係労働者が切り捨てられることのないよう、以下の点について要請を求めます。

- ① 貴省の外局である資源エネルギー庁において、港湾運送事業者の事業継続と港湾労働者や関連労働者の雇用確保、エネルギーの安定供給に向けた代替電源の確保、地域経済に与える影響など現時点における具体的な政策内容や取り組み内容の説明を求めます。
- ② 当該政策や計画の策定過程において、直接的な政策所管官庁である資源エネルギー庁との情報交換、意見交換を国土交通省、厚生労働省、港湾労働組合という枠組みの中で協議を行ない、対策の検討および施策の具体化を図ることを求めます。その際、港湾運

送事業者団体である日本港運協会の参加も視野に入れての対応を求めます。

2. 港湾の通過貨物対策について

近年、海上コンテナ輸送は港頭地区などに滞留するコンテナ対策、地球温暖化対策、ドライバー不足対策などにより内陸地でのコンテナラウンドユース事業を含むインランドデポ事業が北関東圏を中心に拡大し続けています。このことは、これまで港湾作業を行ってきた港湾運送事業者の業域や港湾労働者の職域を奪うものであり、港湾が持つ社会的機能の一つである「国民経済の安全と安心を担保する機能」を形骸化させるばかりか、社会悪物資の水際での排除という港湾の社会的機能を否定するものです。ついては、貴省と国土交通省が連携を図りながら「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、関係諸団体と十分な協議を図るよう求めます。

3. 海上コンテナ（ドライコンテナ）による液体輸送について

依然として、ドライコンテナによる液体輸送がコスト削減を理由に一般化しています。現時点、安全対策についての明確な指針がない中で、過日、消防庁が「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策検討会」が開催され、実態調査をすすめていくことが確認されました。このような状況を踏まえた上でドライコンテナによる液体輸送については、液体輸送専用タンクコンテナへの切り替えるよう荷主関係団体に対して強く推奨するよう求めます。同時に関係省庁と連携のうえフレキシブルバッグの使用を禁止する法的整備をおこなうよう求めます。

4. 新型コロナウイルス対策について

現在、ワクチン接種については、国民の半数以上が接種し、最終的には6割まですすむとしています。一方、ワクチン不足によって接種計画が大幅な遅れが生じているとの報告が各自治体から発表されています。湾運送事業に従事する港湾労働者はエッセンシャルワーカーとして社会生活維持のために業務に従事していることを鑑み、すべての港湾労働者および関連労働者に対してワクチンが確保でき次第、優先的に接種できる体制を整えるよう求めます。

以 上